

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

	ページ
◇ 告 示	
○ 徴収事務の委託（4件）【建設局公園緑地部公園管理課】	2
◇ 公 告	
○ 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】	6
○ 特定調達契約の相手方の決定【総務局情報政策部情報政策課】	7
◇ 上下水道局	
○ 徴収事務の委託【上下水道局水道部配水管理課】	8

北九州市告示第148号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立老松球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年4月9日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
朝日建物管理株式会社 九州支店	北九州市小倉北区室町 一丁目1番1号	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

北九州市告示第149号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立萩ヶ丘球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年4月9日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
コナミスポーツ株式会社	東京都品川区東品川四丁目10番1号	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

北九州市告示第150号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立岡田球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年4月9日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野 二丁目11番1号	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

北九州市告示第151号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立大池球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年4月9日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野 二丁目11番1号	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

北九州市公告第 2 4 5 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 4 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
コークス 2, 3 0 0 トン
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 2 年 3 月 1 2 日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社三誠商会
北九州市八幡東区西本町一丁目 1 0 番 8 号
- 5 落札金額
1 トン当たりの契約金額 3 万 8, 4 0 0 円に 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 2 年 1 月 2 7 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 2 4 7 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 4 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
令和 2 年度団体内統合宛名システム運用・保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市総務局情報政策部情報政策課
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 2 年 3 月 2 3 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
富士通株式会社九州支社
福岡市博多区東比恵三丁目 1 番 2 号
- 5 契約金額
3, 7 8 5 万 5, 4 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市上下水道局告示第16号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2の規定により、北九州市上下水道局東部工事事務所及び北九州市上下水道局西部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番図の複写料金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年4月9日

北九州市上下水道局長 中西満信

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社北九州ウォーターサービス	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで